

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成29年9月28日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 栗原正史（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 伊藤吾朗（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 小西英恵（さいたま地方検察庁・検察官）

弁護士 齊藤統（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代 女性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 40代 女性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 女性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 60代 男性（以下「8番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

今日はどうもおいでいただきましてありがとうございます。まず、4番の方、裁判員裁判についてのイメージはいかがですか。

4番

休憩時間に裁判員の皆さんからよく聞いたのは、仕事よりももらえるお金は少ないから来る意味がないとか、日当が少ないのではないかとか、断ることができるとは書いてあるけれども、あまり断ってはいけないみたいなことが書いてあって、普通の人が見たら来るしかないということでした。

司会者

ありがとうございます。8番さん、当初は裁判所へ来る前はどんな印象でしたか。

8番

私は、大きい封筒が届いて、あれ何かやったのかなと心配になりましたが、ああ、こういうことが本当にあるんだということで驚きました。ただ、裁判員裁判には興味があったので、私は良かったかなと思いました。やはり一生涯に1回ぐらいしか当たらないということで、最初から応募しようかなという気持ちがありました。会社は特別休暇が取れるし、別にマイナス面はなかったです。

司会者

参加してもいいかなと思っておられる方もおられたし、でもよく聞くとそうでもないという方もおられるということですかね。新聞によるとどうも参加したくないという人が多いと聞いているんですが、4番の方はどちらかというところあまりいいイメージはなかったようですが、やってみてどうでしたか。

4番

やってみてだと、先ほど8番の方がおっしゃいましたが、やりがいがあるかはわかりませんが、こういう事例もあるんだとか、被害者側の気持ちはわかるんですけども、加害者側の気持ちもこういうふう考えていたんだとか、そこを自分たちは受け取って、酌み取って、この人たちに何をした方がいいのかというのを決め

ることが自分たちが呼ばれた理由なのかなと思いました。そこは経験できるものではないので、勉強になったし、意義はあったと思います。

司会者

ありがとうございます。5番の方どうですか。

5番

まず、最初に封筒が届いたときは、8番の方と一緒に自分が何かやったのかなというので驚きました。裁判員制度というのは私の会社でも休暇制度があるし、自分が選ばれるわけがないと思っていたので軽い気持ちで参加してみました。ただ、選ばれて、事件の内容は殺人だったのですが、テレビで見ていると殺した方が悪いとしか思わなかったのが、4番の方がおっしゃっていたみたいに殺人を犯す側の気持ちも酌み取れて、そういうところまで掘り下げて、もう1回、命の大切さをきちんと考えなければいけないなと勉強になったと思います。

司会者

やってみて意義はそれなりに感じましたか。

5番

はい。

6番

普通に暮らしていると、裁判所から通知が来るという経験はほとんどないと思うんです。ある日突然来るので、まず、びっくりすると思います。

司会者

手紙を差し上げる以外の方法が何かありますか。突然手紙を差し上げる以外の方法というのはなかなか難しいかと思いますが。

6番

難しいと思います。中を読めば理解できるのであれでいいと思います。

司会者

それでは、どういう審理をしたのかというお話を伺います。要するに裁判、法廷で

どんな裁判をして、それを見てどんなふう感じたかというのを伺います。その後、評議室に移って事件の評議をしたと思うのですが、そのことを伺いたいと思います。まず、最初は当事者の訴訟活動、検察官や弁護人がどういう訴訟活動をしていたかについてです。1番の方はこの事件でどこが争いなのかというのはどういうところでわかりましたか。事件名は殺人未遂ですね。この裁判では何を裁判するんだろうというのはどんなところ、簡単に言うと争点なんですけど、何となくイメージ的にわかっていたのかとか、知らされたのかとか、どんなふう知らされたのかというのは覚えておられますか。

1番

あまり難しいことはわかりませんが、ただ裁判、法廷で説明を受けているときはとてもわかりやすく、実際の裁判の法廷ではあるのですけれども、私の印象としては裁判の授業を受けているような印象でした。実際の裁判というのは、裁判員がいなければここまでの説明はないと思うので、ここまで掘り下げて、あと切り口もわかるように、素人がわかるような説明をしていただいていたと思うので、割と普通にすっと入ってきました。

司会者

ありがとうございます。次、2番の方にお尋ねしますが、2番の方は争点が多かったようですが、裁判をやっているときに何を争っているかということはよくわかりましたか。

2番

正直なところ最初はあまりわかっていなくて、裁判というと量刑を決めるだけなのかなと思っていました。争点の部分というのも少しすると何となくわかってきたというのが正直なところで、お互いが争っていないところは全く必要ない部分だというのがいろいろ説明していただいた中で徐々にわかってきたというのが正直なところでは。

司会者

誰から聞いてそういうのがわかったのですか。

2番

私を感じたのは、もちろん裁判長からの説明もあるんですけども、検察官の話し方の強弱でこれってこういうことなんだなというのがわかりました。

司会者

具体的に言うと、暴行があったのかとか、強姦をしたのかとか、強取なんかしていないよとか、監禁なんかやっていないよとか、そういうあたりが一つ一つここはやったかやらないかが争点だということをわかって聞いていたわけですか。

2番

そうなんです。

司会者

ありがとうございます。検察官がきちんと説明したようですね。他も例えば3番の方の事件は争点は何でしたか。

3番

争点は量刑です。

司会者

争点については、最初からわかってずっと審理を聞いていた感じですか。

3番

そうです。

司会者

ありがとうございます。皆さんほとんど量刑が争点でしたが、4番の方は量刑だけじゃなかったんですね。バットで殴った回数が1回なのかという事実の争いがあったようですが、それはわかりましたか。

4番

裁判中に自分が覚えているのは弁護人と検察官が争っていたというか、話し合いがあったのは1回、2回、私はしていない、しているというところはありません。そ

こが争点ですか。

司会者

そこを争っているんだなということはわかっていたんですね。

4 番

はい。

司会者

そうすると、その点について被告人、証人、被害者が出てきてどっちの言っていることが本当かという目で聞いたわけですか。

4 番

そうです。そこが不思議だと思って裁判長の方とかに自分の意見を言うと、その点をわかりやすく説明していただけたので、いろいろ勉強になりました。

司会者

そこに自分が入り込めるわけですね。

4 番

そうです。ここで初めてああ、ここなんだとか。

司会者

そうすると、法廷で弁護人と検察官がやり合うのを見てもよくわからなくて、裁判長の説明でわかったという感じですか。

4 番

争っているところがどこだというのは何となくわかるんですが、ここに絞ってくださいというのを事前に言われているわけでもないので、最初はどこをどう判断すればいいんだろうという形で聞くしかないんです。そこで自分で疑問に思ったことをお話する形です。

司会者

どこを判断すればいいのかということがわかっていて法廷で話を聞くのと、聞きながらわかっていくというのはどちらがいいのかなという感じなんですよ。もう

一つ聞きましょうか。証人から話を聞くことが何のための証拠かというのはわかって聞いていましたか。何を立証しようとしているのかというのはわかっていましたか。6番さん、お願いします。

6番

私たちのときはその都度、検察官からも弁護人からもプリントをいただきました。そのプリントを見ながら裁判を見ることができて、そのプリントの流れに沿って検察官からの話も聞けて、弁護人からの話も聞けたので、今話があった証拠が出てきたときに、これは何を示すための証拠だということをプリントを見ながら見ることができて、説明を聞くことができたので、わかりやすかったです。

司会者

仮に事前にそういうレクチャーとか紙とかがなかったらわからないということになりますか。

6番

なかったら多分わからないまま聞いていたかもしれないです。裁判を聞きながら理解して、理解できなかったことは評議室に入ってから後から聞くということになったのかもしれませんが。私たちのときはプリントを毎回出していただいたので流れがよくわかりました。

司会者

逆に何やっているんだかよくわからないままだったという方はいませんか。

1番

6番の方と同じで、細かくプリントを渡されてよくわかりました。

司会者

2番の方はどうですか。

2番

同じです。ただ、もっと前の全体的な話をするときそういったレクチャーもあっても良かったのではないかと思います。徐々にわかってくる部分があったので、

そういったのも、形上はきっと流れは教えていただいたのだと思うんですけど、ポイントとして具体的なところを教えていただければ良かったかなと思います。

司会者

個別に1個1個やるときにはそれはそうなんだけど、全体が見えるような説明が最初にあっていいんじゃないか、こういう感じですか。

2番

はい。

司会者

特に争点が多岐にわたるとなると、説明がないと木を見て森が見えないという感じですか。

2番

はい。

司会者

3番の方はどうですか。証拠を聞いたり見たりしているときに、これは何のための証拠だと説明がありましたか。

3番

はい。証拠の1つは包丁でしたのでわかりやすかったのです。ただ、もう1つは使い道が微妙な証拠があって、そこが少しみんなで悩むところでした。

司会者

ありがとうございます。証拠の中で今言われた包丁などは誰が見てもわかるのですが、人の話を聞く証拠調べ、証人尋問もしくはそれと同じようなんですけど、捜査段階でその人の話を聞いたのを検察官とか警察がまとめた調書というのがあったと思うのですが、これを法廷で調べることについては何か感想はないですか。特に人の話を直接聞くのと比較してみてください。7番の方、お願いします。

7番

私たちの参加した裁判はとてもシンプルだったと思うのですが、弁護人が作成し

た冒頭陳述が、こういうイメージを私たち裁判員に持ってもらいたいという、弁護人が要は刑を軽くするために持っていきこうという思いがとても込められた抽象的な感じだったのです。かばうというか、訴えかけるようなことを最初に見せられて、その後、裁判が進んでいくに当たって被告人に質問したりしているとずれが出てくる。要は弁護人がこういうふうに行っていきたいという思いと被告人の思いがずれているので、ぼろが出てしまったりすることがあったんです。弁護人の刑を軽くしたいという気持ちはわかるのですが、正直その作り上げている感じがあまりいい印象を持ってませんでした。それに対して、検察官はとても冷静に、事実に基づいて作っているという印象を受けました。弁護人も事実に基づいたところから裁判の中で行っていくというようにした方が、最初にこういうストーリーです、感動的なストーリーですみたいなのを出されると、かえってうそくさいなと思ってしまいました。

司会者

ありがとうございます。今のお話は冒頭陳述の話で、検察官の冒頭陳述とか意見が割とわかりやすいものだったのに比べて、弁護人の方がやや事実とずれて、証拠調べした結果とずれていたのではないかという印象が残ってしまったということですか。

7番

事実とずれているというか、事実は事実としてあるのですが、それをしたのは、こういう流れがあったからで、ここは酌んでくださいということに重きを置き過ぎていると思いました。私たちはまず事実を冷静に判断したいと思っているので、勝手にイメージを作られることに対して、よくわからない状態から、最初から与えられてしまうとどうなのかなと思いました。

司会者

制度としては、冒頭陳述ですから、弁護人、検察官が思っているストーリーと違うストーリーを述べるのは制度としてはおかしくはないと思うんですけど、しかしそういうふう感じたということですか。

7番

そういう印象を持ちました。

司会者

もう少しやり方を工夫した方がいいという感じですか。

7番

はっきり言ってそうです。

司会者

弁護士の方々にはそれが伝わるといいですね。他の方はどうですか。冒頭陳述とか、最後に弁論というのもやりますね。証拠調べが終わった後、以上の結果、検察官はこういうことがわかったので、こうだと、弁護人は証拠調べの結果こういうことがわかったでしょうと、そうだとするとこうですねという最後に意見を述べる、この点についてどんな印象を持たれましたか。4番の方、いかがですか。

4番

率直な印象としては、人によってこんなに意見が違うんだと思いました。裁判員も何人かいる、裁判官の方もいるじゃないですか。皆さん本当に違うので、このための裁判員なのかなと思いました。

司会者

2番の方、いかがですか。

2番

資料のことも少し話をしてもいいですか。

司会者

結構です。

2番

資料は、弁護人の出された資料の方がシンプル過ぎてしまっている反面、検察官の作っているものはカラーでとても見やすく、正直かなり経費をかけて作っている印象を受けました。時間のかけ方がこんなにも違うのかなと思ったのですが、実

際話を聞いてみると弁護人の方が丁寧な話をされていたので、それであれば同じ形にはいかないかもしれないですが、最初に出されるものも、もう少し視覚に訴えるようなものを入れた方が良かったかなと個人的には思います。やはり第一印象というか、最初に目に來るものが違ってくるので。

司会者

ありがとうございます。これはよく言われていて、検察庁は色刷りで書面を作っていて、弁護人はあまり色を使わないとか。

齊藤弁護士

私は使う派です。私は、見劣りしないような書面をお配りしているつもりです。

司会者

検察庁というのは組織なんです。検察庁という検察官が所属する庁でやっている。だから、たくさんスタッフもいるし、そこへいくと弁護人は個人企業が多くて、しかもたくさん事件を並行でやっておられる。専従しておられないので、その辺のマンプワーも随分違うのだと思います。それにしても何かそういうところで印象が違うから、そこは頑張った方がいいというアドバイスですね。どうもありがとうございます。また証拠に戻ってしまいますが、法廷で証人や被告人に対していろいろ質問して証拠調べをするときに、裁判員の方も直接質問してもいいですよと、質問する権利がありますと言われていますが、質問はできましたか。

3番

いえ、私は直接はしませんでした。

司会者

なぜしなかったのですか。

3番

他の方が質問された内容が自分が思っていたのと一緒だったので。

司会者

法廷では、何処にお座りでしたか。

3番

弁護人の横でした。

司会者

そうすると、順番にもし聞いていくと、どうしても後ろになってしまうと、自分で聞こうと思っていることがあっても、他の裁判員さんに聞かれてしまうと、ああ、そうかということになってしまうのですかね。

3番

自分で聞くと厳しい口調になりかねないので、控えました。

司会者

厳しい口調で聞いてはいけないと言われていましたか。

3番

いや、それは言われていないのですが、感情をあまり入れてはいけないのではないかと自制してしまいました。

司会者

4番の方は質問されましたか。

4番

はい。

司会者

5番の方はどうですか。

5番

質問しました。

司会者

皆さん質問されているんですか。質問しづらい雰囲気はありますか。

7番

裁判長が質問どうですかと皆さんに振ってくださっていたので、評議室で聞こうと決めていた質問以外でも、そのときの返答を聞いての質問とかも私たちは結構で

きました。

司会者

裁判によってはあまり裁判員の方からの質問がないという話を聞くことがありますので、どうしてかなと思っていたのですが、少なくともここにおいでいただいた方はほとんどの方が御自分で質問されてということだったんですね。次の質問ですが、証拠調べをするときに、裁判所はいろいろ機械を用意しています。書画カメラであるとか、大きいモニターで見やすくするとか、あれ自体はどうですか。効果的だなという感じはしましたか、それとも何かわかりにくいなとか、どうですか。

7番

わかりやすく良かったですと思います。

司会者

どうぞ、8番の方。

8番

視覚で見るとやはりわかりやすいと思います。言葉にするとやはりどこまでがとというのがありますので、見ると全然違うと思いました。

司会者

説明するときにはなるべく図面を使った方がいいし、それはきちんとテレビカメラで映した方がいいんじゃないかと、こういうことですか。

8番

そうです。全部出してもらえれば、私たちも判断して意見も言えます。それとあと、事前にどういう意見を言えばいいかというのがとっさには思い浮かばないというのもあるんですが、少し自分なりに意見を言うのに対して真っ当な意見を言っているのかなという不安がありますよね。

司会者

今のお話は、自分が法廷で誰かに質問したり、意見を言ったりするときに、自分の意見が的外れなのではないか、恥ずかしい思いをすることがあるということ

ですか。

8番

あります。誰かしらそういうふうな意見を言って、弁護人からどういう意味ですかと質問を返されると、ちょっと戸惑うというのはありました。

司会者

せっかく質問したけれど、法律の専門家である弁護人とか当事者から、それはどんな意味なんだととがめるような言い方をされると質問しづらいということですね。

8番

そういう人もいたので、しづらいです。しかし、それに対して本当に答えられるかといったら、またどきどきしてしまったということもありました。

司会者

よくわかりました。ありがとうございます。そこは我々の側で少し気をつけなくてはいけない話ですね。他にはそんな思いされた方はおられますか。

1番

私が被告人に質問したときなのですが、被告人は年配の方で、聞こえなかったみたいで、とんちんかんなことを言っていました。補聴器とかがあった方が良かったのかなと思います。自分では本当に質問したいことだったのでうまく返答がなかったので、不完全燃焼というか、そのときはちょっと悔しい思いをしました。

司会者

耳が遠い方なのに、補聴器だとかの準備がなかったと、だから若干やりとりが手間取ったということがあったということですか。

1番

はい、印象に残っています。

司会者

本来であれば事前の準備の段階で耳が遠いかどうかはわかっているはずだから、それは準備しておくべきですね。証拠を調べていて、この事件に一体全体この証拠

って役に立つのかな，この証拠は不必要だなとか，この証拠は何のために出しているんだろうと思ったことはないですか。例えば残酷な写真であるとか，血だらけの写真であるとか，何か見たくないような，そういう証拠というのはありましたか。

5 番

最初から写真は使わないで絵を描いてくれて，上のモニターと手元にあるモニターに出してもらいました。最初に写真は出しません，絵を描いて出しますから安心して下さいと言われていました。

司会者

それは写真でなくて良かったなという感じですか，それともこれは写真を出さなければわからないということですか。

5 番

被害者が女性だったのですが，体の刺し傷の位置が何センチあって，どこを刺してということだったので，多分誰も見たくはないと思うのですが，それを絵で表してありました。

司会者

それは，何も写真である必要ないと，そういうことですか。

5 番

はい。ただ，そこで思ったのは，刺し傷の大きさだとか，そういうことは関係があるのかなと疑問には思いましたが，刺されたのが二十何か所か三十何か所だったので，写真じゃなくて良かったかなと思います。

司会者

他にはどうですか。証拠の適切，不適切の問題なんですが，同じようなことを立証するのにこんなに証拠は必要なのか，もしくはこういうことを立証するのにこの証拠は必要だったのかとか，こういうのはわかりにくいとか，証拠一つ一つについてどうですか。

5 番

私が担当した事件は何回も刺したとあったのですが、その後懲役何年というデータがあるじゃないですか。あれを見て、後から考えても刺した回数が多いとか、何人殺したとか、使ったものが今回果物ナイフだったのですが、それが斧なのかというので関係ないじゃないですか。それを出している意味がわからなかったです。

7番

私のときも写真ではなく絵で、ここにこれだけ刺されてみたい感じの絵が出たのですが、私は絵は必要だと思います。どこにどれだけ刺したのかというのも、結局その刺された傷は要は嫌がって逃げているときにそれでも刺してきた傷なのかがそういう場所じゃないとわからないこともありますし、例えばナイフを使って刺したというのも私は必要だと思うんです。それで加害者側がどれだけ例えば悪意を持ってやったのかとか、とっさにやってしまったのかとか、それで量刑がまた変わってくると思うので、せめて絵は必要だなと思っています。

小西検察官

今この証拠は要らないんじゃないかとか、何のために調べるんだろうと思った証拠のことを聞いていたのですが、今度は逆に証拠調べを見ていて、あとは評議に入ってからでもいいですが、本当はこの部分をもっと知りたかったのにとか、証拠上全然わからない、気になるみたいなことはなかったかどうかというのを伺いたいと思います。

司会者

どうですか。どなたでも結構です。

6番

それは、出していただいた証拠に限らず、裁判を見ていた中でこのところがわからなかったとか、ここをもう少し聞きたかったというのは、多分それぞれの中に起きてくるんです。それに関しては、評議室に入ってからとことん聞き出していただけました。裁判長を初め裁判官の方にも昨日終わった裁判のことでも構わないし、今日の裁判のことでも構わないし、何かここがわからなかった、ここがひっかかっ

ているというものがあつたらどうぞ遠慮なく言ってくださいと、常にそういう場を与えていただけていたので、証拠調べに関してだけではなくて、それ以外の不明なことに関しても私たちの場合はとことん話し合うことができたので、その環境にはとても感謝しています。

司会者

ただ、もう少しこの証拠がないと結局わからないなということにはならなかったですか。

6番

それはならなかったです。それが証拠の不明とか、そういうことに結びつくということもなかったです。出していただいた証拠の中で解決できたというか。

小西検察官

そうすると、ここが少しわからなかった、気になった、ひっかかったということをお話ししたら、裁判所の方でその部分はこういうところに書いてありましたよとか、その部分は誰それがこういうふうに説明していましたよというような形で解消してくれたということだったのですか。

6番

はい。そういう場面もありましたし、あとはまた午後からの裁判が始まったときだったと思うのですが、裁判員の方から午前中の部分でわからないところがあつてという質問が逆にでてきて、この部分に関してもう1回お話聞かせていただければかと聞ける場面も与えていただけたので、消化できないまま進んだということは特にはありませんでした。

齊藤弁護士

今の証拠の関係で、弁護人は被告人に普段反省文とか謝罪文を書いてもらったりとか、日記つけてもらうことも結構あるのですが、素朴な疑問としてそれらを法廷で見たいと思うのか、別に被告人質問でその場で本人から口で聞けばいいじゃないか、そこまでは要らないと思うのか、それは量刑に影響すると考えるのか、そういっ

たところを聞いてみたいなと思います。

司会者

被告人は法廷へ来ているわけだから、事件の後のこととか何でも被告人の口から直接聞けるわけです。それにもかかわらず例えば留置場の中で反省文を書いたとか、反省の日記を書いたということになれば、それも法廷に出せば皆さんの心を揺さぶるかということですか。

齊藤弁護士

そうです。

司会者

どうですか、どなたか。反省文とかは実際には出ませんでしたか。

7番

反省文はありませんでしたが、正直ケース・バイ・ケースだと思います。私たちの裁判のときは途中から弁護人が交代されたんですが、最初に担当されていた弁護人はとてもイメージ戦略で同情を引こうとしているやり方をされていました。反省文は出していなかったんですが、とにかくイメージを良くしよう、良くしよう、仕方ないんだ、これはかわいそうな人なんだというようなことを訴えたりとか、そういう感じに持っていきたい方向が強かったです。実際に日記や反省文を出されていたとしても、ああ、これは弁護人に書かされたんだと正直思ったと思います。ただそうじゃない場合もあると思います。

司会者

法廷で証拠調べをしているときはメモを取りましたか。人が話していることとか、検察官が説明したことをメモしましたか。多くの方はメモを取られているのかな。後で評議のときにあの人は何と言っていたんですかねという、必ずそういう話になったと思うんです。そういうとき録画を見たことはありますか。法廷では証人尋問は全て録画をしていて、その場で覚えられなくても、メモが取り切れなくても後でもう1回録画を見られることになっているんです。見ましたか。

5 番

見ました。

司会者

録画を見ることができて良かったですか。

5 番

良かったと思います。

司会者

他の方はどうですか。

1 番

見ていないです。

司会者

6 番の方は見ましたか。

6 番

見ていないです。

司会者

見ようという話にはならなかったですか。

6 番

当然録画されているというお話も聞いていましたし、評議室に入ってからわからなくなった部分とか、もう 1 回あの部分を聞きたいという場面があったら幾らでもいつでも見られるというお話はあったのですが、私たち 6 人ぐらいが揃うとそれぞれがメモを取っているので要は聞き漏れがないんです。ここどうだったかなと言うと、誰かが答えてくれる。

7 番

これはこうだから、こういうことじゃないかという感じで、そこからまた議論になったりしていたので録画を見る必要がなかったです。

伊藤裁判官

先ほどから少し出ているんですが、裁判中にわからないことは解決できたというようにお話もあったのですが、もう審理が終わってしまって、その後評議に移ってから、ああ、これ聞いておけば良かったとか、こういうことを質問したり、確認したりしておけば良かったと、そういうことがあったかどうかというのを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

司会者

後になって、この証人にあれを聞いておけば良かったなというのはありましたか。

1 番

確認なんですけど、被害者の方は被告人の奥さんで認知症だったんです。奥さんは証人としては立っていないのですが、認知症だと法廷での質問とかそういうのはできないものなのですか。今思うと奥さんに質問したかったことがあったのですが。

司会者

今のは奥さんと呼ばば良かったということですか。

1 番

奥さんはいらしたんです、法廷に。ただ、一緒に座っていました。

司会者

その被害者の奥さんも来ていたんですね。

1 番

来ています。証人は息子さんでした。

司会者

そうすると、さっきの質問でそういうときは被害者もいるのなら聞きたかった、必要な証拠として足りなかったという御主張ですか。ただ、認知症の奥さんであれば、呼んでも話せるかどうかは難しいかもしれないですね。そういう意味で検察官も本当は話せるのであればお呼びしたら、良かったと思うけれども、そういう証言の能力がないケースだったのかもしれないですね。

2 番

私のは否認している事件でした。被告人が、その時間はそのテレビを見ていたと話をしていたんですけれども、ただ、実際はそのテレビはやっていなかったんです。曜日が変わっていたので、ああ、あれはじゃうそだったんだというのが評議室でもう被告人に聞くことができなくなってからわかって、後になっては聞けなくなってしまったというのがありました。

司会者

言いかえると少し準備不足だったのですか。

2番

そうですね。

司会者

本当はそういうことを言っているのであれば、検察官がそれを潰すための資料をきちんと用意しておいてほしいということですか。こっちで気がついたけど、何だ、検察官きちんとやっていないねと、そういう感じなのかな。

2番

そうですね。

司会者

次に評議です。最初の進め方としていろんな争点についてお話を伺う前に、多分客観的な事実について、争いがあるところを決めるんですよね。こういう事実があったのかどうかということについて争点ですから、そこ自体は証拠についてみんなで意見を出す。客観的な事実が認められるかどうかという証拠調べの結果、例えば1番であれば殺人未遂の事実があったのかどうか、そういう評議はしましたか。6, 7, 8番は、殺人未遂、銃刀法、そういう事実があったかどうかについて客観的な評議はしましたか。

6番

しています。被告人が認めている裁判だったんですが、だからといっていきなり量刑の話ではなくて、一つ一つの証拠からこうでしたねということ全部評議室に

入ってからおさらいするように、聞き漏らしたこととか、わかりにくかったことはあったかなかったかというところから話しました。

司会者

ありがとうございます。1番の方はどうですか。1番の方も殺人未遂ですね。

1番

量刑を決めるのですが、その思いとか、加害者が犯罪を犯すまでに至るまでの過程をもう一度説明をされていたと思います。

司会者

被害者の住所はどこだったか、それは何時ごろの話だったかについては証拠があるかどうかという検討はしましたか。証拠上、この日、この人がこういうことをやったんだという客観的な事実が認定できるかどうかという話はありませんでしたか。

1番

それはありました。

司会者

そういう話から入るわけですか。

1番

そうですね。

2番

ちょっと違うかもしれないのですが、私の事件は時系列、時間、何分までがかなり重要なところだったので、ホワイトボードを4枚ぐらい評議室に持ってきてくださって、何時何分に、客観的にはこうだというのを裁判官の方が書かれていたので、とても見やすかったです。それに私たちがつけ加えていくというような入り方でした。

司会者

ありがとうございます。その客観的な事実の確認が終わった後、評議に入るわけですが、まず雰囲気をお尋ねします。評議の印象は話しやすい雰囲気だなという感じなのか、硬くなっていて、なかなか意見が出ないという感じなのか、それとも気遅

れがしたなどありますか。

1 番

裁判長も，裁判官の方も，とってもフレンドリーで，にこやかな，穏やかな雰囲気でしたね。

司会者

いい感じだった，話しやすかったですか。

1 番

話しやすかったです。

司会者

御自分で意見たくさん言えましたか。

1 番

私は，割と言ってしまいました。

司会者

ありがとうございます。2 番の方はどうですか。

2 番

雰囲気はとても良かったです。ただ，少し思ったのは，呼び方が，2 番さんとか，3 番さんとか，違和感がありました。私は，8 日間通わせていただいたんですが，後半は仲良くなってきたと思うのですが，短いと，この呼び方がちょっと違和感があって，また何か別の呼び方で呼んでみるのもいいのではないかなと，評議室のときも，5 番さんとか，何かそういう呼び方になったので，雰囲気は悪くはなかったですが，短いと，どうなのかなというところはあります。

司会者

その点どうですか。多くのところが番号で呼ばせていただいて，それはいろんな理由があって，プライバシー，名前を呼ばれたくない人もいるだろうなということで，そういうふうになっているんです。病院でも最近名前を呼ばなくなったりしていますよね。その点について御意見ありますか。

3番

自分の場合は、違和感はなかったです。

司会者

名前で呼び合っているところはなかったですか。4番の方も番号ですか。

4番

はい、番号でした。

司会者

特に違和感はなかったですか。

4番

違和感は多分なかったです。プライバシー上の問題で、名前で呼ばない方がいいということだと思っていたので、自分は番号で良かったかなと思います。

司会者

過去には、他の部で、もうこの場では名前で呼んじゃいましょうというやり方をしていたこともあったようです。それはそれで、良かったみたいですよ。むしろその方がいいのではないかという感じですかね。

2番

私はそうですね。そう思いました。

司会者

本当にここは人それぞれなんですね。評議では、どうですか。自分は言えたけど、他の人は言えたのかどうかというのはどう見ましたか。つまり中には話せない人もいたねとか、それからあと問題なのは、自分が言ったら誰か反対意見は言ってくれたのかどうか。それから、言い合いができたかどうかですよね。みんな、1人が言ったら、ああ、そうねで終わっているのか、言ったら、そうじゃないよと反論が出て、更に反論が出ていくという裁判員同士のやりとりがあったのか、もしくは裁判官との間でやりとりがあったかどうか、つまり裁判官には教えてもらうということだけだったのか、裁判官の意見に対して反論が言えたのかどうかとか、そのあたりを聞

きたいんです。要するに何かお客様扱いで、裁判員が言ったことを、はあ、そうですかと聞いて終わっているのか、そうじゃなくて、裁判員が言ったことでも反論が出て、むしろ言い合いができたかどうか。

7番

私たちの場合は、裁判員同士でも反論も出ましたし、更にそこからというのもありました。裁判官の方の意見にも裁判員から反論も出ましたし、そこから議論になったりということも多々ありました。

司会者

それは、集まった裁判員の個性によるんですか。それとも、持っていき方の問題ですか。

7番

裁判長の方、裁判官の方々は皆さんとても穏やかでしたし、私たちにとても気を使ってくださって、説明もわかりやすいですし、意見も常に求めてくださったので、逆にそれが話をしやすかったというところもあります。あとは今回裁判員になったメンバーが比較的アグレッシブに話す、私もそうなんですけど、他の方も結構自分の意見をお持ちの方が割と多くて、控え目な方でも手を挙げて、私はこう思うんですけれど、違う意見だったとしてもきちんとお話されている方もいらっしゃって、そういう話しやすい雰囲気を作ってくくださったので、それがうまく議論になっていったのかなと感じています。

司会者

ありがとうございます。他の方はどうですか。

4番

こういう場ではすごく皆さん、一つの意見を言うと、その意見に何か流されるじゃないんですけれど、乗るみたいな、そんな雰囲気があったと思います。ある裁判員は、休憩中には意見を言っていたのに、評議室に戻って意見どうですかと言われると、言わないんです。休憩を一緒にしていない方の意見が先に出ると、うなずいてい

て、自分が見ていると、あれっ、さっき聞いていた意見はどこに行ってしまったのだろうかというのがありました。それは自分だけではなく、そういう傾向は多いのではないかなと思います。やはり言いづらいところってありますよね。言い合いというものはないので、何かその言い合いをするべきかといったら違いますけども、意見を言うという場はもう少しあってもいいんじゃないのかなと思いました。本当に皆さんが思っていることって絶対あるんですけども、そこは何かなくなるというか、言いづらい部分もあるので、その辺がもう少しあると、紙で書くとか、何かそういうところがあると、より何か違うんじゃないのかなとは思いました。

司会者

ありがとうございます。4番さんの経験したものを見る限りは、必ずしも意見が出し切れたかというところ、そうでもないのかなという印象ですか。

4番

そうですね。

司会者

ありがとうございました。意見が言えたかどうか、いかがですか。

3番

意見は、皆さんと少しずれていた部分が自分だけあって、それは一応裁判長の司会の方に伝えたんですけど、事件そのものが違ってきちゃうかもしれないので、途中までは言ったんですけど、みんなの意見を聞いて、自分の意見を少し曲げることもありました。

司会者

それは要するに人の意見を聞いて、自分の意見が変わる部分もあると、そういう意味ですか。

3番

はい。

司会者

それはいいんですよ，議論だから。それでいいんじゃないですか。

7番

今4番さんの話を聞いて、思い出したことがあるんですけども、そういえば私たちのときに、みんなでディスカッションをしていて、裁判員の方で比較的同じような意見になったときに、裁判官の方が、いや、でもこういう考え方もあるじゃないですかという逆の問題提起をしてくださって、はっとなって、そこでまた議論が進んだということがありました。その問題について今度はまたその場でみんなで、いや、どうでしょうということで話し合うというような感じで、解決に向かって話し合っていたというような感じで進みました。

司会者

そういうのはあった方がいいと思いますか。

7番

はい。というのは、先ほど4番さんが言っていました、みんなが流されるようにならないためには、みんなが同じ意見になったときに、違う意見で、それが裁判官の方の本音か、わざとなのかわからないですけども、そういうのがあるのは必要だなと思いました。

司会者

ありがとうございました。やはり議論は多角化するし、別の意見が出る。だから、そういう意味では裁判官もそうなんだけど、裁判員の方の間で、もともと違う意見があるのであれば、率直にお出しいただくのが本当が一番いいですよ。

6番

6人、8人いるじゃないですか、やっぱり私たち裁判員。そうすると、私たちみたいによくしゃべる人としゃべらない方ってどうしても分かれるんですよ。それは、どの裁判員になっても同じだと思うんです。そここのところを酌み取ってくださったのは裁判長であり、裁判官であり、割と自分から発言の回数が少ない方にも、何番さん、どうですか、と促していたことが多かったんです。でも、聞いてみると、その人

私たちはその人たちなりにとても真剣に考えていて、自分の意見をしっかり持っていて、ただ言う機会を自分の中で見失っていただけであって、聞いてみるととてもきちんと見ているし、考えているし、それはその人を指して、どうですかと聞いてあげなかったら聞けなかったかもしれないので、そういう気遣いみたいなのはすごくしていただいていたので、そこはすごく大事だと思います。やはり言われなくてもしゃべれるタイプの人と、自分からはなかなか発言できない人って、どうしても個人差があるじゃないですか。そういうところへの配慮をとでもしていただいて、大事だなと思います。

司会者

次に評議ですけれど、2番の方はかなり長丁場でしたよね。かなりの時間をちゃんと十分とっているはずだけれども、評議の時間は十分であったのかどうかはどうですか。

2番

十分だったと思います。

司会者

余りましたか。

2番

ちょうど良かったと思います。決められた時間は、ある程度あったんですけれども、もう当初から、話し合いが続くうちは延びることもあるしというのをずっと言っていたので、後半になればなるほど予定どおりにはいかないこともあったと思うと、やはり裁判官の方のそういった配慮はありがたかったなと思います。

司会者

過不足なく時間が使えたと、聞いていいですか。

2番

そうですね。私たちの方が、ちょっと時間をかけ過ぎかなと思うときほど、じゃ、まずちょっとコーヒー飲んで休んで、また後半ももうちょっとやってみようと言っ

てくださったりしたので、その辺は大変ありがたかったです。

司会者

いろいろなことを話していて、違うことを言う人がたくさんいると思うのだけれど、そういうときにどうやって議論をまとめていましたか。例えば2番さんの事件は、論点が多岐にわたりますよね。例えば被告人の言うとおりでという人もいれば、いや、被害者がそう言っているんだから、そうだろうと分かれるでしょう。

2番

かなり分かります。

司会者

そういうときはどうやって進めているんでしょうか。

2番

ある程度裁判員に任されている部分もあるのかなと思ったら、でも実際のところ
は裁判官の方が主軸になっていただいたのではないかなと思います。

司会者

リードしてね、議論を。

2番

そうですね。多分私たちだけだったら收拾がつかない感じだと思います。

司会者

議論が分かれたところは、引っ張っているというより、どうやって決着をつける
かという点についてリードがあったという感じですか。

2番

そうですね。

司会者

結論が分かれたところについて、自分はそう思っていないのに裁判官に結論を押
しつけられたというイメージはありますか。

2番

正直言うと、少しはあります。

司会者

引きつけられている感じがありましたか。

2番

そうですね。やはり伝え方だと思うので。

司会者

伝え方ですね。

2番

はい。こういうふうに伝えられたら、確かにそうかなってなるのではないかなというのがあります。

司会者

他の方はどうですか。評議していて、当然自分の思ったとおりにはない場合に、どういう決着がつくのかというところなんですけれど、その決着をつけるときに裁判官のリードが強いなという感じがしたのかどうかなんですけど、どうですか。

6番

裁判官の方に引きつけられたというよりも、自分はこう思ったというときに、全然違う意見が出てきた場合、みんなでその意見の根拠を聞くんですね。どうしてそう思ったのかと。掘り下げて聞いていくうちに、自分がそこに納得できて、それなら、理解できるから、こっちだというところで、みんなが一つにまとまっていったような気がします。

司会者

なるほど。理想的ですよ。他の方はどうですか。印象で結構ですよ。

4番

先ほども言いましたけれども、評議しているときに意見を言わなかった方が何人かいる場合に、裁判長とか裁判官が促したことは、自分のときはありませんでした。ただ皆さんが、じゃこの流れでいいですねというか、こういうお話でいいですかと

なったときに、皆さん、はいと言ってしまうんですよね。そうすると、皆さんは意見を言わないで、このままで本当にいいのかなとか、それで被告人の刑が決定してしまうわけじゃないですか。

司会者

反対しづらいですか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。評議が完全に意見が出し尽くされて、完全に燃焼できたというケースもあれば、やはりどこか、議論が少し足りない、そういうケースもあるということなんですね。そうすると、どうすればいいですか。今のお話だと、本人の意見、違うんだという意見が引き出せないんじゃないかという感じですか。

4番

はい。

司会者

裁判長の力量ですか、それは。

4番

裁判官の方はとても気遣ってくれて、それはなかったと自分は思っていますが。

司会者

もう少し工夫があるといいなということですか。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。3番の方いかがですか。

3番

自分の場合は、裁判長の方が端から意見を聞いてくれました。ホワイトボードに

各人の意見を紙に書いて貼っていったので、ずれている人の意見をとりあえず何番というふうに伏せて、その意見に対してみんなで評議しました。結構活発でした。

司会者

それはそれで良かったですか。

3番

良かったです。

司会者

ありがとうございます。それから、今度は少し技術的なことなんですけれども、評議をしているときに、短い評議で終われば記憶もずっとできるんだけど、日をまたいで評議したとき、事件のこと、昨日まで評議した中身がどうだったのかなとか、この議論はどうだったとか、覚えていられるものですか。

2番

多分覚えていられないと思います。

司会者

そういう場合、どうやって思い出したのでしょうか。

2番

裁判官の方が、前の日のことですか、何日か前のことですか、そういったことを時々話してくださったので、助かった部分はあるんですが、長いと、正直忘れてしまったりですか、そういった部分は、慣れない仕事ですので、それはあると思います。

司会者

要するに何か裁判官の方から、思い出すような、そういうきっかけを与えるような働きかけがあったということですか。

2番

はい。あと、裁判員の方も、結構早く来て、始まる前に、前に自分で書いたものを読み返す人が多かったです。それが日を追うごとにみんな早くなっていくというの

がありました。

司会者

ありがとうございます。量刑の評議で、パソコンで量刑表を出したものは、全員御覧になられましたか。見ていないという方はおられますか。

1 番

見ました。

司会者

あれは、どのようなものかという説明はありましたか。

7 番

量刑を決める参考にするためのデータベースだと、確か言われました。

司会者

どういうふうにするかという説明はありましたか。

7 番

例えば条件を入れてこういう場合はこうだから、大体けががどれくらい、全治何か月だからだとか、いろんな条件でいろいろ出せますよということで、何パターンか見て行って、一応それを参考にとということで見ました。みんなで量刑を決めるときにやはり意見が分かれますので、では少し参考にデータベースに当たりましょうかということで何回か見て、参考には一応しましたが、ただ私たちの場合は正直、あのデータベースを見ても、あまり参考になりませんでした。あまりよくできていないなと思いました。例えば探し方も、書いてあるコメント欄が少な過ぎて、あれを参考にするというのはあまりにもアバウトです。事件を雑多に扱い過ぎているような気が正直しましたので、あれは本当にあくまでも参考というか、こういうケースもありますというようなレベルで私たちは捉えて、ディスカッションをやりました。あれを参考にするには、もう少し情報量が多い方がいいと思います。

司会者

1 番の方、どうですか。印象、使い方とか、何でも結構です。

1 番

私の事件は、ちょうど同じようなケースがあって、割とそれにはめ込んだという印象ですね。私は、ああいうのがあって良かったと思います。そうでないと、全然見当もつかない事案だと思うので。

2 番

私はあった方がいいとは思うんですけども、あれを安易に見せられてしまうと、そこに沿ったものが基準になってしまう部分があるので、いい面とそうではない部分があると思います。全く同じケースはないんですけど、あそこの情報量の中だと、こっち寄りの考えになる人もいるし、そうじゃない人もいるというのを思うと、何とも言えないところがあります。

司会者

ありがとうございます。量刑の考え方という、ワードとしては行為責任ということを書いていたかと思うんですが、覚えはないですか。量刑というのは大体、最初にどうやって決めるのかという説明するとき、行為責任というふうに、やったことの悪さが本体というような説明をしていると思うんですけど、それについては納得がいききましたか。要するに反省しているかとか、今後ちゃんと立ち直るだろうかと、そういう話はまずおいておこうと。まず、どういうことをして、どれだけのけがを負わせたんだと、こういうところが中心なんでという話をさせていただいているはずなんですけど、8番の方、どうですか。行為責任というのは覚えていないですか。

8 番

あまり記憶にないんですけど、しかしその量刑の範囲が示されないと、我々素人だと、何年、何年って絶対ばらばらになると思います。それを最終的には裁判官が少し誘導したという感じも受けるんですが、しかし、それはそれで良かったかなと、要は裁判官が経験値でこういう事件は何年ということは大体わかっていると思うんですが、やはり感覚的に我々素人が最終的に何年と本当に言っているのかなという捉え方も少しあります。

司会者

ありがとうございます。どうですか。そういう大枠を決めるためにそのシステムを使っているんだという説明をしていると思うんですけど、それは納得されましたか。量刑の決め方について、行為責任があって、その他に一般情状で微調整するんだという説明をしていると思うんですけど、6番の方、お願いします。

6番

私は、納得して考えられました。

司会者

今お話したようなことの説明はありましたか。

6番

ありました。罰するべきは罪であって、人ではないという話が一番最初に言われました。でも、やはりどうしても人間なので、量刑を決める段階には自分の感情が入ってしまうし、被告人の生きざまとか、弁護人からの話で、こういう人生を送ってきたとか、罪ではない、周りの部分をどうしても見ていくので、そこに量刑を決めるときも流されていたんですね。だけど、その量刑を決めるときに一番最初に、罰するべきは罪であって、人ではないという話を一番最初にぽんと教えていただいたので、あっ、そうだったと我に返ることができました。じゃこの罪の妥当な量刑ってどれぐらいなんだろうって考えたときに、それこそ私たち素人にはわからないわけで、8番さんがおっしゃった裁判官の方とか裁判長の経験値だったり、この犯罪に関しては大体こういう量刑ですよと、参考にできるものの一つだったと私は捉えているので、問題はないです。

伊藤裁判官

評議の途中で、今議論している話がきちんと進んでいるのかとか、全体の話の中の今どこをやっているんだというのはわかりましたか。今話している内容自体はわかるけど、何のためにこの話をしているんだとか……。今議論していることの全体での位置づけとか、今何合目ぐらいの話をしているのかとか、そのあたりの御意見

があれば伺いたい。5番さん、いかがですか。

5番

わかっていました。ちゃんと、8番さんがおっしゃったみたいに、素人にもわかりやすく、今こういうことでこれを決めようねということも言ってくれましたし、日にちが空いたときも、ホワイトボードとかに、もう何日もこの部屋使わないから、置いておいていいですからと書いて時系列でずっと書いて、置いておいてくれたので、それも常に見れましたし、わかってできました。

伊藤裁判官

評議が一番長かった2番さん、いかがですか。

2番

そこは、私もわかっていました。とても丁寧にお話をいただいていたので、それこそ本当に授業を受けているような感じで、今は何時限目なんだなというような、そういうような印象でした。

伊藤裁判官

そうすると、最初の議論の初めに、時間割りというか、タイムテーブルで示されるかどうかは別として、全体でこれだけのことを話し合いますと、今何番目ぐらいのところをやっているんですというのも、ある程度わかる状態で議論されていたということですか。

2番

はい。

伊藤裁判官

ありがとうございました。

司会者

どうですか、検察官。

小西検察官

審理の最後に検察官が論告という形で意見を述べて、検察官は求刑として被告人

には懲役何年が適当だと考えていますというような意見を言って、弁護人も、弁護人としては何年が相当だと考えますと、最後それぞれ意見を言って、その際大体ペーパーをお配りしたと思うんですけど、評議の中で検察官とかが用意したペーパーというのは参考になるものなのでしょうか。それを見ながら議論したりすることが多いのか、それともそれはさておきという形になるのか、もしくは事案によって、あと記載の内容によって、このペーパーじゃちょっと見てもしようがないねというようなことがあったか、そのあたりはいかがですか。

司会者

論告というペーパーが配られますけれど、あれは評議のとき使いますかという質問です。

5番

使いました。この内容は使えるね、これは関係ないねと、やはり必要なものと必要じゃないものもあって、みんなの意見を聞いて、裁判長も言ったのかな。あっ、いいねとか、それは要らないねとかいうのでやったと思います。

司会者

そうすると、論告の紙をベースにして議論していたと聞いていいわけですか。

5番

はい、そうです。

司会者

そのときに弁論というのはどうなるんですか。

5番

見えています。

司会者

そうすると、やっぱり同じ部分について、論告でこう言っている部分は、果たして弁護人はどう言っているんだろう、今度こっち行ってみようという、そんな使い方になるんですか。

5番

はい，そうです。

小西検察官

ただ，内容の中で，これは要らないねというのは，その検察官が書いている内容が少し裁判員に響かなかったというか，これはちょっと関係ないなとか，的外れだなと判断されたと，そういうことになりますか。

5番

記憶の中ではそうですね。

小西検察官

ありがとうございます。

司会者

求刑とは何かという説明はありましたか。テレビとかラジオで論告，求刑と言っているから，そういうものがあるんだというのは理解されているとは思いますが，それはどういう意味があるんだということは説明がありましたか。求刑を上回っているのかどうかという議論はしましたか。

7番

検察官側から出ている論告と弁護人側から出ている書類を，何年ぐらい，こちらは何年ぐらいみたいな感じで，それを追いながら，大体この幅がこれぐらいというのと，先ほどのデータベースを含めて，一般的には大体この枠内でということを考えてと思います。私も少しその辺曖昧だったんですけど，それこそ私たち素人なので，私の記憶だと，検察官側は多分少し多めに，弁護人側は少し軽めに数字を言っているんだなという会話があったような気がします。

司会者

特に，検察官の求刑がふたになって，それで弁護人の方が底上げになっていて，その間で決めるんだと，そのようなイメージではないわけですか。

7番

そうですね。どうしてもこうしなきゃいけないということもないですし、ただ一応、例えば検察側は検察側、弁護人側は弁護人側でこれをという根拠があってこういうことを求刑しているんだというような話で、先ほどの書類も含めて、今までの裁判を含めてというような会話があったような気がします。

司会者

選任手続期日なんですけれど、選任の日、その日から審理をするケースと、選任はしたけれど、その日はそれだけで帰って、審理はまた別の日から始まるといういろんなやり方をしていると思うんです。日程の進め方についてはどうですか。場合によっては短い事件だと、朝来ていただいて、選任して、午前中選任が終わったら、午後から第1回公判で、もう冒頭陳述から始めるというやり方をしているところもあります。つまり、なるべく皆さんの拘束時間を無駄にしないようにしようという工夫で、なるべく日数を短めにしよう。短くするにしても、間を空けた方がいいのか、空けない方がいいか、いろんなことを考えています。これは人によるし、それから仕事を持っている方とそうでない方、いろいろありますが、どうですか。

1番

仕事を持っている人たちは、確かに選任手続のときに待って、いきなりその後やるというのは、心の準備がないと思うのですが、例えば4日間、私の場合、公判があって、1日は選任で、全部で5日仕事を休んでいるんです。もし1日でも休むのが減るというのができるのであれば、選任手続の後にやるというのも、働く者には多少いいのではないかと思います。1日休むのと休まないのでは大きいと思います。

司会者

朝来て、そのまま審理になだれ込むと、心の準備はできないですか。

1番

確かに今思えば恐らく随分パニックになるだろうなとは思っています。

司会者

そうすると、今どちらがいいかは言いかねるところですかね。それからあ

と、これは評議の時間が足りたかどうかというのと表裏一体というか、もっと短くていいのではないかという感じはしましたか。こんなに長いこと、何日間もかける必要ないよ、この程度だったらという、そういう印象なのか、この事件もう少し時間、日にちをかけて、もっとゆっくり審理した方がいいんじゃないのと思ったのか、このあたりは何か御意見ないですか。

5番

大切に決めなければいけないことなので、短くするという発想がいいものかどうかと思っています。あと、私の会社では、裁判員に選ばれたときの休暇があるのですが、今日みたいな意見交換会には適用されません。僕の事情もあって、休暇をちょっと使いたくなかったのですが、たまたま上司が、今日は出張でいいよと言ってくれて、来ることができました。今の評議をする時間の長さも、一つの大切なことを決める時間なので、僕的には短くする必要もないし、きちんと煮詰めた方がいいと思います。これに参加することによって、自分でも事件を起こしたいなと思う人は多分いないと思うので、やはりもっと参加者を増やすためにはそういう働きかけをしていただきたいなという思いはあります。

7番

私のときも評議の時間はちょうど良かったのですが、例えばもっと短くしたいとか、早く終わらせたいという方、大体皆さんお仕事ですか御家庭の事情があったりする方が多くて、お忙しい方が多いと思うんです。そうすると、やはり評議の質も下がってくると思うんです。根本的に感じるのは、裁判員に選ばれる通知が来たときに、裁判員制度ってまず断れない、断りにくい、多少、仕事が忙しいからとか、そういうことだけでは簡単に断らせてもらえないという印象があまりにも強くて、強制感がすごく強いと思うんです。そうすると、やはり人の人生がかかっているような判決を下さなきゃいけない評議も、そういう人が多ければ多いほど、いい結果は生まれないと思うので、これを言ってしまうと裁判所は困るかもしれないのですが、もう少し断りやすいような状況を、選ばれた、選任された人たちがいろいろな事情

で断りやすいような状況を作ってあげるのも必要かなと思います。実際私は、是非参加したいと思っていたんですけど、こういう私みたいなタイプも中にはおりますので、参加はしたいけど、できない人がもうちょっと断りやすい事情を、環境を作ってあげることがまずは大事なんじゃないかな。それができていない以上、長くする、短くするという、そこが論点ではないような気がします。

司会者

ありがとうございます。お時間が参りました。皆さん本当に忌憚のない御意見を出していただいて、非常にこちらも参考になりました。本当にありがとうございました。